

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 略 2 略 3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の均等割額の税率の軽減) 第25条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合においては600円とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。) 600円 (2) 略 (寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を	(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 略 2 略 3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の均等割額の税率の軽減) 第25条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合においては600円とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 600円 (2) 略 (寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を

改正案	現 行
支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。次号において同じ。)のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するものの (5) 略 2 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者で	支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次号において同じ。)のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの (5) 略 2 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者で

改正案	現 行
あつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 2～5 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2～3 略	あつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 2～5 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2～3 略

改正案	現 行
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。